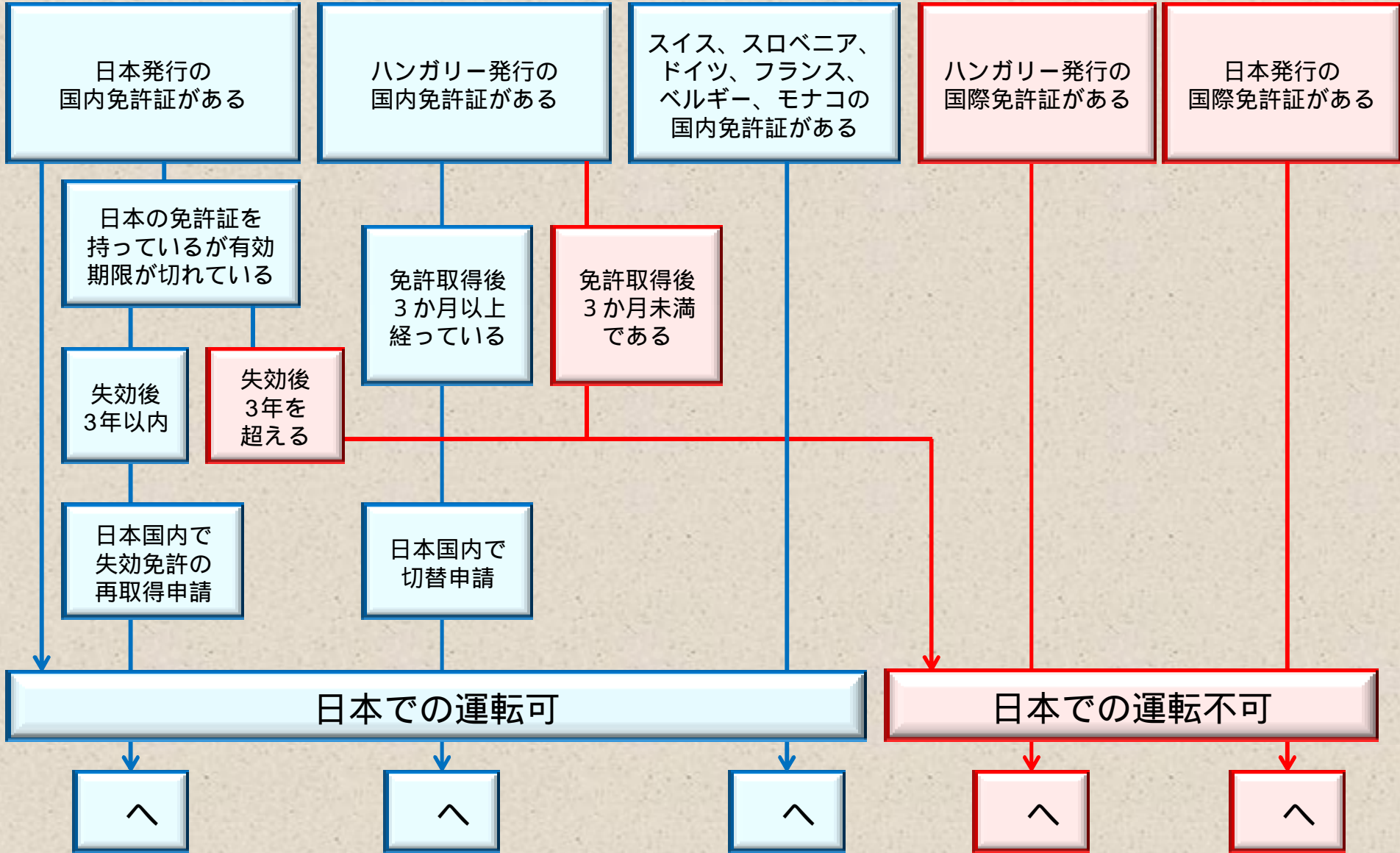


日本国内で運転する際に必要な国内・国際運転免許証について

在ハンガリー日本国大使館領事部

日本国内で運転する際に必要な運転免許証チャート



失効した日本の国内免許証をお持ちの方は

□ 有効期限が切れた日本の国内免許証を有し、日本国内で運転をする場合は、運転免許証の再発行手続きが必要となります。

(1) 失効日から6ヶ月を経過しない場合
免許試験のうち、技能試験及び学科試験が免除

(2) 失効日から6ヶ月を経過し3年を経過しない場合
海外滞在等やむを得ない理由で失効日から6ヶ月以内に手続ができなかった場合には、その事情が止んでから1か月以内であれば、技能試験及び学科試験が免除されます。

(3) 失効日から3年を経過しているが、やむを得ない事情が平成13年6月20日前に発生した場合
やむを得ない事情が平成13年6月20日前に生じた場合は、当該事情が止んで1か月を経過しない期間内であれば、技能試験が免除されます。

(4) 失効日から3年を経過しているが、やむを得ない事情が平成13年6月20日後に発生した場合
試験の一部免除は認められず、初めから取得しなければなりません。
但し、有効期間内のハンガリーの国内免許証をお持ちの場合は へ。

□ 必要書類

(1) 失効した日本の運転免許証原本
(2) 写真1枚(縦3cm×横2.4cm)
(3) 失効のやむをえない事情を証明するもの
パスポート等

(4) 本籍(国籍)記載の住民票
外国に生活の本拠があるなど住民票がない方は、住民票に代わり「戸籍謄本」あるいは親族等の住民票の裏に「居住証明書」を記載して提出。

【居住証明書の記載例】

居住証明書

住所地 県〇〇市・……………
氏名 甲野太郎
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

上記の者は、〇〇国から一時帰国し、上記住所地に居住していることを証明します。

平成〇年〇月〇日

住所 県〇〇市・……………
続柄又は関係 氏名 乙野丙郎 印

ハンガリーの国内免許証をお持ちの方は

- 各都道府県警察の運転免許センターにて、日本の運転免許証に切り替えることができます。
日本ではハンガリーの国内免許証はその場で返還されます。

- ハンガリーの国内免許証を日本の国内免許証に切り替える場合には、下記の2つの条件を満たすことが必要となります。
 - (1) ハンガリーの国内免許証が有効期限内であること
 - (2) 免許取得日から通算で3か月以上ハンガリー国内に滞在したことが証明できること（在職証明等）

- 必要書類
 - (1) ハンガリーの国内免許証
 - (2) ハンガリーの国内免許証の日本語翻訳文（いずれかが作成したものに限り）
 - ア 駐日ハンガリー大使館
 - イ 日本自動車連盟（JAF）
 - (3) 日本の免許証
過去に、日本の免許証を取得していた方
 - (4) 本籍（国籍）記載の住民票
外国に生活の本拠があるなど住民票がない方は、住民票に代わり「戸籍謄本」あるいは親族等の住民票の裏に「居住証明書」を記載して提出。
 - (5) 写真（縦3cm×横2.4cm）

- 学科・技能試験
 - (1) 正誤問題（10問）英語の他、19カ国語で対応。
 - (2) 場内技能試験

自国免許で日本での運転が認められている国

□ 以下の各国は、日本と同等の水準の運転免許制度を有すると認められており、日本自動車連盟（JAF）等が作成する翻訳文を携帯することで、日本国内の運転が認められています。

スイス連邦
スロベニア共和国
ドイツ連邦共和国
フランス共和国
ベルギー王国
モナコ公国

ハンガリーが発行する国際免許証をお持ちの方は

□ 日本国内で運転することができるのは、ジュネーブ条約に基づき発行された国際運転免許証です。しかしながら、ハンガリーが発行する国際運転免許証は、ウィーン条約に基づいて発行されているため、ウィーン条約を批准していない日本で、右条約に基づいた運転免許証で運転することはできません。

日本 : ○ジュネーブ条約 ×ウィーン条約
ハンガリー : ○ジュネーブ条約 ○ウィーン条約

□ ハンガリーが発行する国際運転免許証で運転した場合、いわゆる無免許運転扱いとなります。
罰則 道路交通法第64条（無免許運転の禁止）
道路交通法第117条の4により1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

日本が発行する国際免許証をお持ちの方は

□ 日本が発行する国際免許証は、国外で運転することを目的として発行されているため、日本国内で運転することはできません。

なお、取扱いは各都道府県公安委員会及び免許センターによって異なる場合がありますので、事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。